

第4章 NPO法人の運営

1 NPO法人になってからの各種手続

(1) 定期的に提出するもの

提出書類の種類	概要	提出時期
事業報告書等	毎年、事業報告書、財産目録等の決算書類、役員名簿等の提出が必要	・1年に1回 ・事業年度終了後3ヶ月以内
役員変更等届出書	役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要なことから、少なくとも2年に1回は提出が必要 その他、随時、辞任・新任・住所変更等が起これば、届出が必要	・少なくとも2年に1回 ・変更後遅滞なく

(2) 役員に関して変更があったとき 再掲

提出書類の種類	概要	提出時期
役員変更等届出書	役員の任期は2年以内であり、再任の場合も届出が必要なことから、少なくとも2年に1回は提出が必要 その他、随時、辞任・新任・住所変更等が起これば、届出が必要	・少なくとも2年に1回 ・変更後遅滞なく

(3) 定款を変更するとき (4)に掲げるものを除く

提出書類の種類	概要	提出時期
定款変更 認証申請書	定款の変更（事務所の所在地、資産及び公告に関する事項を除く）をするには、所轄庁の認証が必要	変更しようとするとき（総会の議決後）

(4) 事務所の移転・設置・廃止（大阪府内に限る）、資産、公告に関する定款の変更のとき

提出書類の種類	概要	提出時期
定款変更届出書	法人の事務所の所在地は定款の記載事項。同一都道府県内の移転、設置、廃止や資産、公告に関する定款の定めを変更する場合は、軽微な変更として、定款変更届が必要	変更後遅滞なく

(5) 解散するとき

提出書類の種類	概要	提出時期
解散届出書	【総会決議、社員の欠亡、破産手続開始の決定等により解散する場合】 届出が必要	解散後遅滞なく（解散登記後）
解散認定申請書	【目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能により解散しようとする場合】 所轄庁の認定が必要	解散しようとするとき
残余財産譲渡認証申請書	【残余財産の帰属先の定めがない場合】 所轄庁の認証により国又は地方公共団体に譲渡できる	解散登記後、清算が終了するまで
清算人就職届出書	清算の途中で、精算人が新たに就職した場合は、届出が必要	就職後2週間以内
清算結了届出書	解散した法人の清算が結了したときは、届出が必要	清算が結了したとき

(6)合併するとき

提出書類の種類	概要	提出時期
合併認証申請書	他の特定非営利活動法人と合併するには、所轄庁の認証が必要	合併しようとするとき（総会の議決後）

(7)その他

登記の変更

変更する登記事項	登記時期
<ul style="list-style-type: none"> ・目的及び業務 ・名称 ・存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ・事務所 ・代表権を有する者の氏名・住所・資格 	変更の生じた日から 主たる事務所の所在地では2週間以内。 従たる事務所の所在地では3週間以内。
<ul style="list-style-type: none"> ・資産の総額（毎事業年度末日現在） 	その事業年度終了後、2月以内
<ul style="list-style-type: none"> ・解散したとき（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く） 	主たる事務所の所在地では2週間以内。 従たる事務所の所在地では3週間以内。
<ul style="list-style-type: none"> ・合併したとき 	手続が終了した日から 主たる事務所の所在地では2週間以内。 従たる事務所の所在地では3週間以内。

詳しくは、管轄する法務局（登記所）にお問い合わせください。

税務・保険関係

提出時期	届出の種類	届出の概要	届出・問合せ先等
法人を設立したとき	法人設立等申告書	都道府県・市町村住民税（均等割）の課税対象となる（大阪府・羽曳野市では税法上の収益事業を行わない場合、申請による減免措置あり）。事務所の所在する都道府県・市町村への届出が必要。また法人税法に定められている収益事業を行う場合のみ税務署にも届出が必要。	府税事務所 市町村
収益事業を行うとき	収益事業開始申告書	物品販売など法人税法に定められている収益事業を行う場合、届出が必要	税務署 府税事務所 市町村
職員を雇用するとき	給与支払事務所等の開設届出書	職員の給与を支払う場合、法人は、その職員の所得税等の源泉徴収を行わなければならない。	税務署
	適用事業報告等	法人職員も労働者として労働基準法の適用を受ける。	労働基準監督署
	労働保険関係成立届など	労働者を1人でも雇用する法人は、すべて労働保険（労災保険、雇用保険）に加入する義務がある。	労働基準監督署
	雇用保険適用事業所設置届など		公共職業安定所
	健康保険・厚生年金保険新規適用届など	使用される者が1人以上いる法人は、すべて強制適用事業所となる。有給役員も「使用される者」となる。	全国健康保険協会 年金事務所

詳しくは、届出・問合せ先に確認してください。